

平成26年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成26年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「120,600,000㎡」を「121,276,000㎡」に、同条第2号中「330,411㎡」を「332,263㎡」に、同条第4号中「3,115,196千円」を「2,258,508千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 事業収益	17,435,088千円		943,977千円	18,379,065千円
第1項 営業収益	8,345,284千円		△ 255,652千円	8,089,632千円
第2項 営業外収益	9,089,724千円		1,047,558千円	10,137,282千円
第3項 特別利益	80千円		152,071千円	152,151千円
		支	出	
第1款 事業費用	17,196,583千円		1,313,239千円	18,509,822千円
第1項 営業費用	16,047,085千円		1,005,268千円	17,052,353千円
第2項 営業外費用	789,466千円		△ 36,071千円	753,395千円
第3項 特別損失	352,032千円		344,042千円	696,074千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「2,134,415千円」を「2,363,134千円」に、「952,978千円」を「821,234千円」に、「901,138千円」を「1,148,383千円」に、「230,557千円」を「－千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額49,742千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額47,743千円、減債積立金155,252千円及び基金積立金190,522千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）	（計）
	収	入		
第1款 資本的収入	4,098,009千円		△ 1,201,936千円	2,896,073千円
第1項 国庫補助金	1,767,299千円		△ 480,939千円	1,286,360千円
第2項 企業債	1,226,300千円		△ 237,800千円	988,500千円
第3項 負担金	659,554千円		△ 170,512千円	489,042千円
第4項 基金繰入金	16,713千円		△ 16,713千円	－千円
第6項 関連事業収入	428,063千円		△ 346,528千円	81,535千円
第7項 その他補助金	－千円		50,556千円	50,556千円
		支	出	
第1款 資本的支出	6,232,424千円		△ 973,217千円	5,259,207千円
第1項 建設改良費	3,115,196千円		△ 856,688千円	2,258,508千円

第2項 資産購入費	32,690千円	△	3,044千円	29,646千円
第3項 償還金	2,600,471千円	△	8,038千円	2,592,433千円
第4項 基金積立金	484,067千円	△	105,447千円	378,620千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「1,226,300千円」を「988,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条中「701,062千円」を「677,969千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「1,842,085千円」を「1,824,156千円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第8条 予算第11条中「230,557千円」を「一千円」に改める。